

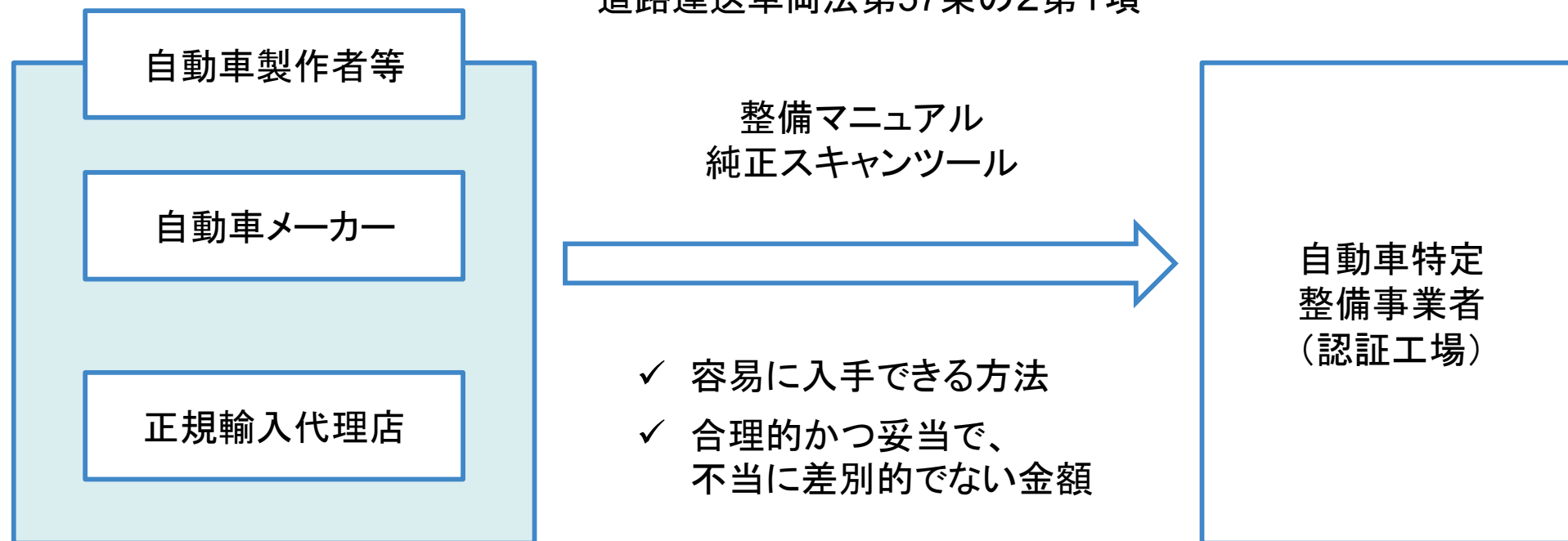
「整備マニュアル」「純正スキャンツール」 に係る対応

- 令和元年の道路運送車両法改正により、自動車製作者等（自動車メーカー、正規輸入代理店）は、自動車特定整備事業者（認証工場）等に対し、「整備マニュアル」及び「純正スキャンツール」※1を提供することが義務付けられた。
- この提供については、省令（自動車点検基準）において、以下の点が規定されている。
 - ・ 自動車特定整備事業者等が容易に入手できる方法により行うこと※2
 - ・ 有償提供も可であるが、その金額は合理的かつ妥当で、不当に差別的でないこと

※1 自動車メーカーが専業工場等に「純正スキャンツール」を提供する場合、リコール等の一部機能を制限する。これらの機能を制限されたスキャンツールを「専用スキャンツール」と称するが、本資料では、特に断りのない限り、純正スキャンツールと区別しない。

※2 少数生産車であること等により提供を受ける者が限定される場合等は、この限りでない。

道路運送車両法第57条の2第1項

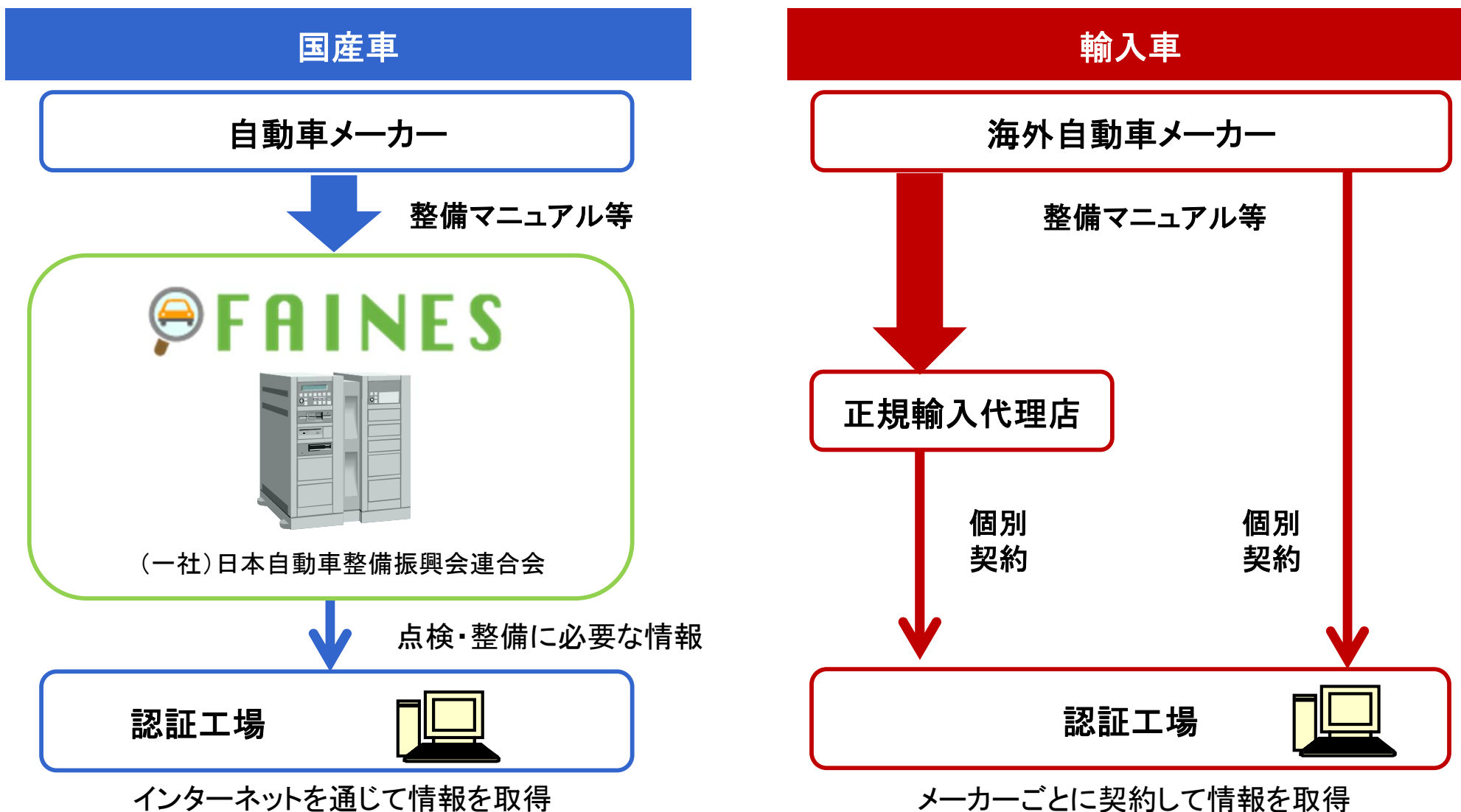


「整備マニュアル」の提供方法

○「整備マニュアル」等の提供方法は原則以下の通り

- ・ 国産車：（一社）日本自動車整備振興会連合会が管理するシステム（FAINES）を通じて提供
- ・ 輸入車： 正規輸入代理店を通じて又は海外自動車メーカーと直接、個別契約等※

※ 輸入車の整備マニュアル等の入手方法・連絡先等は、国土交通省及び日本自動車輸入組合（JAIA）のホームページに一覧掲載

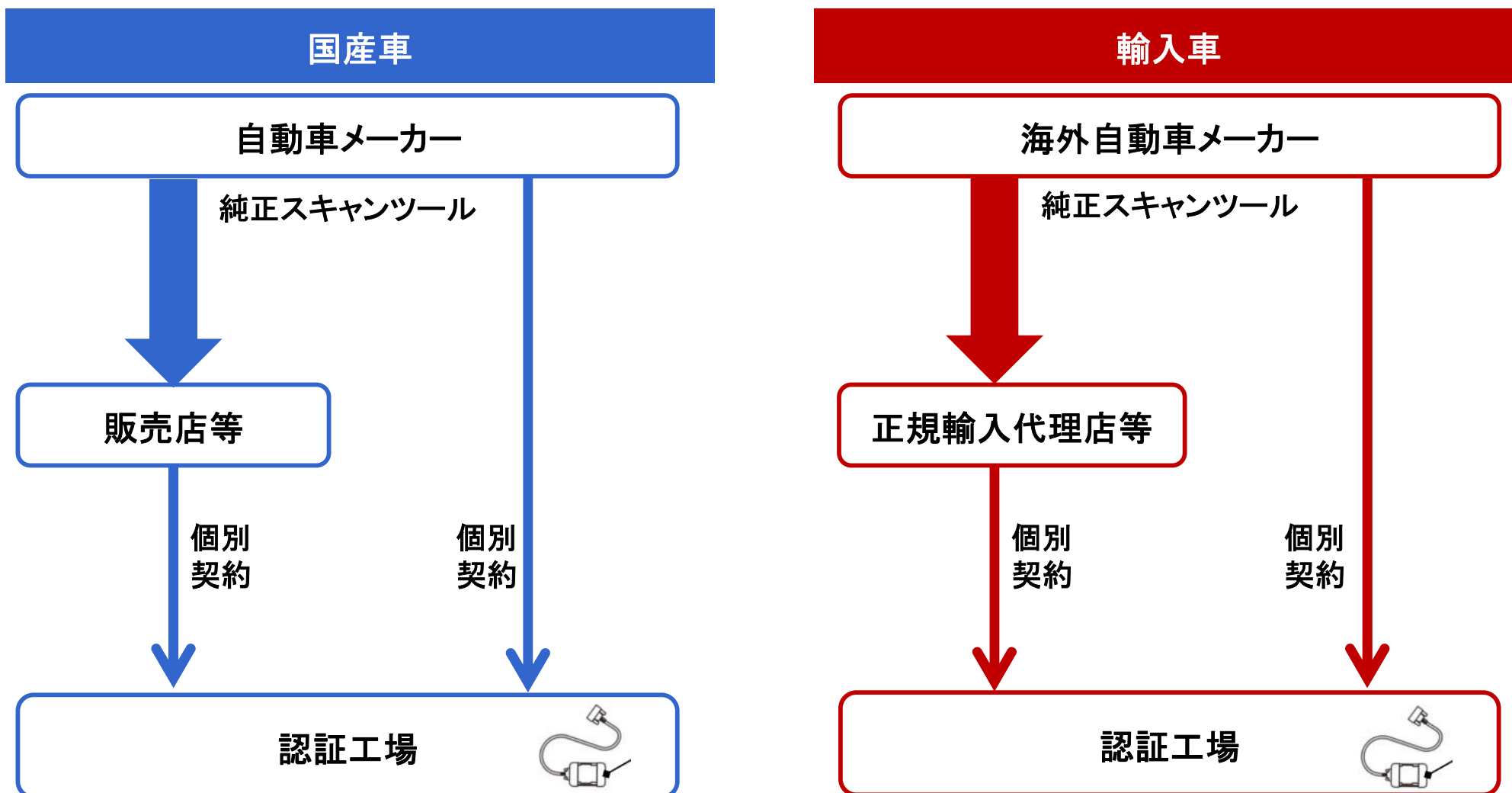


「純正スキャンツール」の提供方法

○「純正スキャンツール」の提供方法は原則以下の通り

- ・ 国産車： 自動車メーカー窓口や販売店窓口等を通じて個別契約
- ・ 輸入車： 正規輸入代理店等を通じて又は海外自動車メーカーと直接、個別契約等※

※ 純正スキャンツールの入手方法・連絡先等は、国土交通省ホームページに一覧掲載



○ 情報提供窓口を設置し、整備事業者からの声に対応

整備マニュアル

寄せられた声：

- 国産車について、FAINESに車種は登録されているものの、エンジン等の分解資料、故障事例等の入っていない情報がある
- 輸入車について、どこに問い合わせたらよいか分からない
- 輸入車について、提供先は書いてあるものの、提供は有償であり、その価格が高額で購入できない

対応：

- 国産車について、FAINESを通じた提供状況を引き続き注視
- 輸入車については、問い合わせ先が分かるように各社のHPに具体的に明記
- 輸入車の整備マニュアルの提供価格を確認中

純正スキャンツール

寄せられた声：

- 購入したいものの、販売窓口が分からない
- 購入に時間を要する
- 自動車メーカーから販売不可と言われている

対応：

- 自動車メーカーに事実関係等を確認しながら、認証工場が純正スキャンツールを入手可能となるよう改善に努めているところ